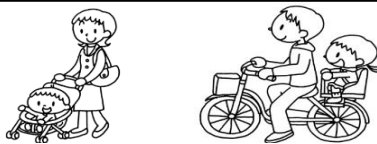


台東区 平成30年度 保育利用のご案内



1. 平成30年4月入園申込期間について

(1) 一次調整

- ◎ **対象**：平成30年4月からの入園を希望される方
- ◎ **申込受付期間**：平成29年10月23日(月)から平成29年12月22日(金)まで
 ※希望園の追加・変更は平成29年12月28日(木)まで
 平成29年度から、4月入園について出生前受付ができるようになりました。詳しくはP. 14をご覧ください。

* 11月1日(水)・12月1日(金)は12月・1月の「一時保育」の申込抽選日です。
午前中は窓口が大変混雑し、長時間お待たせする可能性があるため、お急ぎの方は、この日の午前中を避けてご来庁ください。

(2) 二次調整

- ◎ **対象**：一次調整でお申込みをしなかった方
- ◎ **申込受付期間**：平成30年1月5日(金)から平成30年2月7日(水)まで
 (一次調整の締切日の翌日以降に不足書類が揃った場合を含む)
 ※二次調整は一次調整の終了後、定員に満たない園がある場合に行いません。

(3) 管外協議(台東区民以外の方)

- ◎ **対象**：次のいずれかに該当する方
 - ・平成30年3月31日までに台東区に転入予定の0歳～5歳児
 - ・保護者が申込み時に台東区在勤(※)であり、平成30年4月以降もその勤務先で勤務する1歳～5歳児(在勤者の場合、0歳児クラスにはお申込みできません。)
 ※ 育児休業中、または就労内定で、申込締切日現在、台東区で就労を開始していない場合は対象外となります。
- ◎ **申込受付期間**：平成29年10月23日(月)から平成29年12月21日(木)まで(台東区必着)

2. 申込について

次ページ以降にしたがって、上記締切日までに書類を窓口までお持ちください。

*** 申込書類は事前に記入してお越してください。**

3. 4月入園までのスケジュール

29年10月23日	4月入園受付 開始
11月 7日	窓口予約期間 開始
11月30日	窓口予約期間 終了
12月21日	管外協議締切日
12月22日	4月入園一次調整締切日
12月28日	4月入園一次調整 希望園変更・追加締切日
30年 1月 5日	4月入園一次調整 勤務証明書等提出締切日

30年 2月 7日	4月入園二次調整締切日
2月中旬	利用調整結果の通知 (入園可・不可の通知)
3月上旬	各園にて面接・健康診断
3月下旬	利用契約

12/22までに書類が揃わない、または不備がある場合は、「二次調整」となります。ただし、不足書類が「勤務等に関する証明書」「復帰確認書」「受託証」のみの場合、1/5までに提出いただければ「一次調整」の対象となります。

平成30年度 クラス編成表

クラス	生年月日
0歳児	平成29年4月2日 ~ 園により開始月齢が異なります (2017年) (下記「受入開始月齢表」参照)
1歳児	平成28年4月2日 ~ 平成29年4月1日 (2016年) (2017年)
2歳児	平成27年4月2日 ~ 平成28年4月1日 (2015年) (2016年)
3歳児	平成26年4月2日 ~ 平成27年4月1日 (2014年) (2015年)
4歳児	平成25年4月2日 ~ 平成26年4月1日 (2013年) (2014年)
5歳児	平成24年4月2日 ~ 平成25年4月1日 (2012年) (2013年)

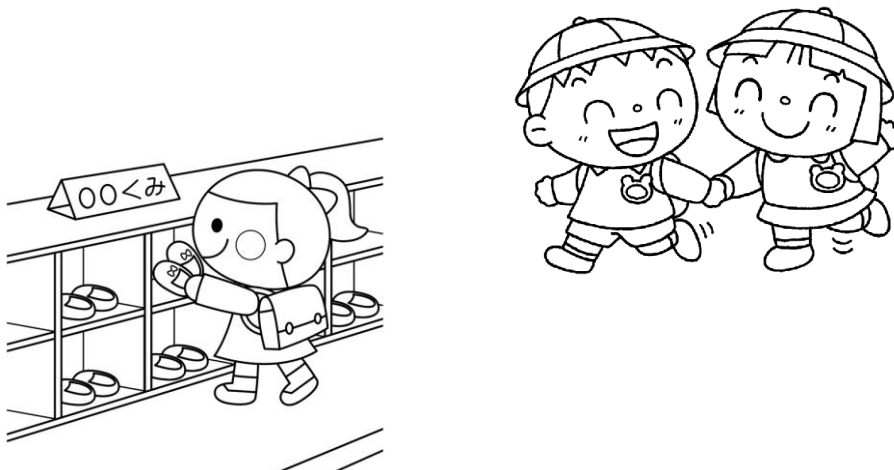
クラス年齢は平成30年4月1日現在の年齢です。

申込時点で上記のクラス年齢に達していても、入園は基準日（4月1日）のクラスになります。

平成30年4月1日入園の0歳児受入開始月齢表

受入月齢	生年月日
産休明（生後57日以上）	平成30年2月3日までに生まれたお子さま
3ヶ月以上	平成30年1月1日までに生まれたお子さま
6ヶ月以上	平成29年10月1日までに生まれたお子さま
8ヶ月以上	平成29年8月1日までに生まれたお子さま
9ヶ月以上	平成29年7月1日までに生まれたお子さま
12ヶ月以上	平成29年4月1日までに生まれたお子さま

※毎月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）には一時保育の抽選会を実施しているため、午前中は大変混みます。お急ぎの方はこの日を避けてご来庁ください。



も く じ

平成30年4月 保育園入園のご案内	表紙
平成30年度クラス編成表	1
認可保育園・こども園等 案内図	3
認可保育園・こども園等 一覧	4
認可保育園等のご案内	9
1. 保育の必要性について	9
2. 保育の必要性の認定について	9
3. 保育必要量の認定について	10
4. 地域型保育事業について	11
5. 申込から入園までの流れ	12
6. 入園の申込について	13
7. 4月入園の出生前申込について	14
8. 転園の申込について	16
9. 入園申込受付の窓口予約について	16
10. 入園申込時の必要書類等	17
11. 入園申込における注意事項	18
12. 台東区保育所入所基準	19
13. 延長保育について	22
14. 保育料について	23
15. 認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業での生活について	27
16. 産休・育休明けの入所予約事業について	28
区立の認可外保育施設について	29
認証保育所について	30
1. 認証保育所とは	30
2. 台東区内の認証保育所	30
3. 台東区認証保育所保育料助成制度	31
その他の保育サービス等について	33
1. 家庭福祉員（保育ママ）	33
2. 共同型家庭的保育事業	33
3. 一時保育	34
4. 休日・年末一時保育	34
5. 病児・病後児保育	35
在園中の手続き等について	36
1. 長期間お休みする場合（保育停止）	36
2. 区外に転出するときは	36
3. 退園について	36
4. 認定基準の確認について	36
よくある質問	38
問合せ先一覧	40

認可保育園・こども園等 案内図

ソラスト竜泉保育園



< マークについて >

- . . . 区立認可保育園・こども園・緊急保育室
- . . . 私立認可保育園・こども園
- ▲ . . . 地域型保育事業（小規模保育所A型・事業所内保育所）

認可保育園・こども園等 一覧

<区立認可保育園・こども園>

平成 30 年度

設置	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間		延長保育時間
							短時間保育時間	標準保育時間	
区立	さかもと ★坂本保育園	区	下谷 3-11-2	3873-4287	6ヶ月以上	124	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	たまひめ 玉姫保育園	区	清川 2-22-16	3872-5364	1歳以上	85	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	やなか ★谷中保育園	区	上野桜木 2-16-10	3828-3223	産休明以上	103	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	せんぞく ★千束保育園	区	千束 3-20-6	3874-1713	6ヶ月以上	105	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	あさくさばし ★浅草橋保育園	区	浅草橋 2-23-5	3866-0321	産休明以上	119	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	たいとう ★台東保育園	区	台東 1-11-10	3832-6743	6ヶ月以上	93	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	みすじ 三筋保育園	区	三筋 2-16-4	3866-2413	1歳以上	73	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	まつち ★待乳保育園	区	今戸 2-26-12	3873-4150	6ヶ月以上	106	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	ひがしうえの ★東上野保育園	区	東上野 2-25-12	3833-9810	6ヶ月以上	117	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	まつがや 松が谷保育園	区	松が谷 4-15-11	3841-6772	1歳以上	74	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	ひがしうえのにゆうじ 東上野乳児保育園	社	東上野 4-22-3	3844-3577	産休明~2歳	60	7:00~18:00 9:00~17:00	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	いしはまはしば 石浜橋場こども園	区	橋場 1-35-1	3873-6887	1歳以上	73	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	★ことぶきこども園	非	寿 1-10-9	3841-4719	産休明以上	133	7:00~18:00 9:00~17:00	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
★たいとうこども園	社	下谷 3-1-12	3876-3401	産休明以上	81	7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15	

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

※ こども園とは、幼稚園と保育園の子育て支援機能を合わせた施設です。

<緊急保育室（認可外）>

区立	御徒町保育室 【30年4月開設】	株	上野 5-21	(未定)	1歳~3歳	60	標準保育時間		延長保育時間
							短時間保育時間	標準保育時間	
							7:15~18:15 9:00~17:00	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15

☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色等が、各園によって異なる場合があります（私立園については必ず見学に行き、詳細な決まりごと等についても、説明を受けてください。）。

<私立認可保育園・こども園>

設置	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間		延長保育時間
							短時間保育時間		
私立	あいりん 愛隣保育園	社	根岸 5-15-3	3872-4547	産休明以上	130	7:15~18:15 9:15~17:15	~20:15	
	こうほかい 康保会保育園	社	日本堤 1-6-2	3875-0514	3歳以上	90	7:00~18:00 9:00~17:00	~22:00	
	きよかわ 清川保育園	個	清川 1-15-11	3872-0116	1歳以上	80	7:30~18:30 9:00~17:00	—	
	ともいき 共生保育園	宗	橋場 1-10-11	3873-1369	6ヶ月以上 【30年3月までは1歳以上】	116	7:30~18:30 9:00~17:00	—	
	たちばな 立華学苑	社	谷中 5-4-19	3828-9255	1歳以上	60	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00 (土曜日は除く)	
	こうほかいにゆうじ ★康保会乳児保育所	社	日本堤 2-7-1	3875-0058	産休明~2歳	122	7:00~18:00 9:00~17:00	~22:00	
	はなかわど 花川戸保育園	社	花川戸 2-11-13	3844-8366	1歳以上	70	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	うえの 上野保育園	社	東上野 6-20-7	3841-7545	1歳以上	58	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	ゆらりん竹町保育園	株	台東 4-16-8 偕楽ビル新御徒町1・2階	5812-4028	産休明以上	80	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30	
	アスクくらまえ保育園	株	蔵前 4-16-10	5822-5205	産休明以上	90	7:15~18:15 9:00~17:00	~20:15	
	チェリッシュ浅草 保育園	株	浅草 3-11-7 ウイスタリア1・2階	5808-7817	産休明以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	ぼけっとランド 浅草橋保育園	学	浅草橋 5-25-10 浅草橋 1stビル 1~3階	5833-4511	産休明以上	90	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30	
	チェリッシュ上野の森 保育園	株	上野桜木 2-1-3	5809-0667	産休明以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	台東ポラン保育園	株	竜泉 1-19-7 K・Kビル1・2階	3871-7192	産休明以上	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00	
	はぐはぐキッズ こども園東上野	株	東上野 2-13-12 M&Mビル3階	6884-8803	産休明以上	59	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	アスクリゆうほく 保育園	株	浅草橋 1-26-8	3863-8505	産休明以上	60	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15	
	浅草ポラン保育園	株	駒形 1-7-11 T&Tビル1・2階	6231-7690	産休明以上	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00	
	スターキッズ保育園	株	上野桜木 2-1-8 フッツ上野桜木 1階	5842-1746	3歳~5歳	47	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30	
	忍岡こども園 【29年10月開設】	社	池之端 2-1-22	5809-0394	産休明以上	55	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00	
LIFE SCHOOL 根岸 こどものいえ 【30年4月開設】	社	根岸 4-15-13	(未定)	産休明以上	90	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00		

＜私立認可保育園・こども園（続き）＞

設置	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
							短時間保育時間	
私立	レイモンド鳥越保育園 【30年4月開設】	社	鳥越2-6	(未定)	産休明以上	90	7:00~18:00 8:30~16:30	~20:00
	ソラスト竜泉保育園 【30年4月認証保育所から移行】	株	竜泉3-13-4 (保育園棟)	5808-2050	産休明以上	52	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30

☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色等が、各園によって異なる場合があります（私立園については必ず見学に行き、詳細な決まりごと等についても、説明を受けてください。）。

＜地域型保育事業（小規模保育所A型）＞

☆小規模保育所にはA型・B型・C型の類型があります。詳しくはP. 11をご覧ください。

設置	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
							短時間保育時間	
私立	ウィズブック保育園 いりや入谷	株	松が谷4-1-3 高松ハイム1階	6231-6719	産休明~2歳	19	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	はぐはぐキッズ あさくさばし 浅草橋アネックス	株	浅草橋2-6-4 サンプリヤ浅草橋1階	5823-4556	1歳~2歳	19	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	はぐはぐキッズ あさくさばし 浅草橋	株	浅草橋2-7-1 山口ビル1階	5829-8024	産休明~2歳	9	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	おうち保育園 しん 新おかちまち	非	三筋2-17-10 パムタイガー2階	5823-4928	産休明~2歳	12	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	ベベ・ア・バリ保育園 ひがしうの 東上野	株	東上野3-8-7 矢口ビル1階	5826-4421	産休明~2歳	19	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	うれしい保育園谷中	株	谷中7-13-4	5815-3451	産休明~2歳	19	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	ビーフェア上野御徒町 保育園	株	台東2-21-11 高田屋ビル1階	6240-1771	産休明~2歳	19	7:15~18:15 8:30~16:30	~19:15
	蔵前らる小規模保育園	株	蔵前4-32-7 グレイス蔵前1階	5825-4388	産休明~2歳	19	7:30~18:30 ※設定せず	~19:30
	ふくろう保育園 【30年4月開設】	株	蔵前1-3-33 ライオンズフォーア蔵前1階	(未定)	産休明~2歳	19	7:15~18:15 8:15~16:15	~19:15
	かるがもハウス浅草橋 【30年4月開設】	社	浅草橋4-14-4 リブラン今井1階	(未定)	産休明~2歳	19	7:30~18:30 8:30~16:30	~19:30

☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色等が、各園によって異なる場合があります（私立園については必ず見学に行き、詳細な決まりごと等についても、説明を受けてください。）。

＜地域型保育事業（事業所内保育所）＞ ※定員数は地域枠定員数。カッコ内は総定員。

☆ヤクルト浅草松が谷保育園は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

設置	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
							短時間保育時間	
私立	ヤクルト浅草松が谷 保育園	株	松が谷2-16-3 ユート松が谷1階	3845-8960	12ヶ月~2歳	5 (19)	7:30~18:30 ※設定せず	—
	ことぶきクローバズ 保育園	株	寿2-3-6 松本ビル1階	5830-3300	3ヶ月~2歳	14 (19)	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30

☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色等が、各園によって異なる場合があります（私立園については必ず見学に行き、詳細な決まりごと等についても、説明を受けてください。）。

<地域型保育事業（家庭的保育事業）>

☆家庭的保育事業の保育時間は、保育提供時間の範囲内で、8時間になります。

☆家庭的保育事業は、括弧内の問合せ可能時間を厳守してください。また家庭的保育事業は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

設置	家庭的保育事業者	所在地	電話番号 (問合せ可能時間)	保育実施年齢	定員	保育提供 時間
私立	ふたみ 家庭保育室	寿3丁目	090-8501-0195 (平日 8:30~17:00)	産休明~2歳	4	8:30~17:00
	KAYO こども室	鳥越1丁目	090-7829-0734 (平日 15:00~20:00)	8ヶ月~2歳	5	9:00~17:00
	^{わたべ} 渡部 家庭保育室	浅草4丁目	080-5081-5453 (平日 17:00~19:00)	12ヶ月~2歳	3	9:00~17:00
	家庭保育室 Mimi	浅草4丁目	070-4078-1959 (平日 13:00~20:00)	9ヶ月~2歳	2	8:30~17:00
	つぼみ保育室	台東1丁目	03-5846-8383 (指定なし)	産休明~2歳	5	8:00~18:00

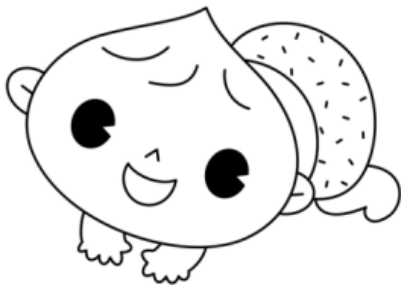
☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色等が、各園によって異なる場合があります（私立園については必ず見学に行き、詳細な決まりごと等についても、説明を受けてください。）。

仮移転情報

- ※ 玉姫保育園は、都営清川二丁目アパートの耐震改修工事のため、仮移転しています（仮移転先：清川 2-24-8 旧東京北部小包集中局敷地内、移転元：清川 2-22-16）。
- ※ 松が谷保育園は施設の大規模改修工事のため、平成30年度に約半年間、旧竜泉中学校（竜泉 2-10-6）に仮移転する予定です。
- ※ 坂本保育園は施設の大規模改修工事のため、平成31年度に約半年間、旧竜泉中学校（竜泉 2-10-6）に仮移転する予定です。
- ※ 康保会保育園は、園舎改築工事のため、平成29年1月初旬から平成30年1月まで、仮移転しています（仮移転先：竜泉 2-10-6 旧竜泉中学校）。
- ※ 保育園の仮移転の予定は、工期の延長等により、変更になる場合があります。

「認可保育園・こども園等 一覧について」

- ※ 保育実施年齢は平成30年4月1日現在の年齢です。
- ※ 「産休明以上」は生後56日目の翌月の1日から、「3・6・8・9・12ヶ月以上」は生後からそれぞれの月齢を過ぎた日の翌月の1日から、お預かりできます。
- ※ 延長保育は、状況により利用できない場合があります。
- ※ 「短時間保育時間」とは「保育短時間認定」に係る保育時間で、各施設で設定するものです。詳しくはP. 10「保育必要量の認定について」をご覧ください。
- ※ 蔵前らる小規模保育園、ヤクルト浅草松が谷保育園の短時間保育時間は、個々の児童ごとに8時間以内の保育時間を設定します。
- ※ 入園申込時の希望園は、P. 4～7の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業から選択してください。希望園の数に上限はありません。
- ※ 希望園の順位によって、選考に有利・不利は生じません。
- ※ 「★」が保育園・こども園名についている園が「産休・育休明けの入所予約事業（P.28）」の対象園です。
- ※ 内定を辞退した場合には、利用指数が-5点となります（指数についてはP. 19～20をご参照ください）。希望園は慎重に選んでください。



認可保育園等のご案内

1. 保育の必要性について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育する施設です。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。

保育を必要とする事由とは

- ◎ 就労（月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働などすべての就労を含む）
- ◎ 妊娠、出産
- ◎ 保護者の疾病・負傷・障害
- ◎ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ◎ 災害復旧
- ◎ 求職活動（起業準備を含む）
- ◎ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ◎ 虐待やDVのおそれがあること
- ◎ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◎ その他、上記に類する状態として区が認める場合

上記に掲げるものが常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

2. 保育の必要性の認定について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業を利用するには、お子さま一人ひとりに対して、区による保育の必要性の認定が必要になります。認定の区分は3種類あり、保育を利用するには、2号認定又は3号認定が必要になります。

認定区分	認定条件	主な利用施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性なし	幼稚園 こども園（短時間）
2号認定	満3歳以上で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間）
3号認定	0歳～2歳で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間） 地域型保育事業

3. 保育必要量の認定について

2号認定および3号認定は、「保育を必要とする事由」（保護者のいずれかが就労している、同居のご家族を介護している等）から決定される「保育の必要量」により、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分のいずれかに認定されます。

例えば、保護者のいずれも就労している場合は、以下のとおりとなります。

認定区分	保育時間数（保育の必要量）	認定の基準（就労時間）
保育標準時間認定	1日あたり11時間まで	保護者のいずれかが月120時間以上の就労
保育短時間認定	1日あたり8時間まで	保護者のいずれも又はいずれかが月48時間以上120時間未満の就労

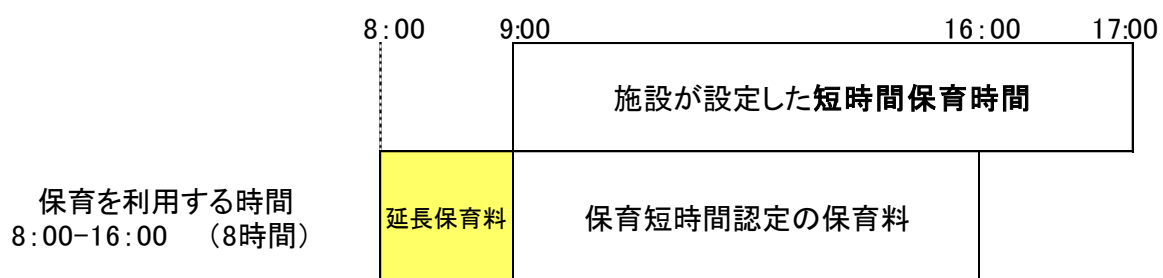
※保育の必要量の認定は、基本的に保護者の就労時間により認定します。通勤時間や買い物の時間は含まれません。また、雇用形態（正社員、パート等）による違いはありません。

- ◎就労により保育標準時間認定となるお子さんは、保育短時間認定を希望することができます。ただし、保育短時間認定となるお子さんは保育標準時間の認定を希望することはできません。
- ◎保育施設の利用が内定した後、保護者の勤務状況等が変更になった場合は、認定の「変更申請」を提出していただく必要があります。その場合、勤務等に関する証明書等、保育の必要性を証明する書類も提出していただきます。

<保育短時間と認定された場合>

保育短時間認定は、保育時間が短いことから保育標準時間認定より低額の保育料で保育を受けることが可能です。ただし、保育短時間認定の場合でも、保育を利用する時間帯により延長保育料を支払って頂く場合があります（詳細はP. 25）。

- 延長保育料が発生する例（施設が設定した短時間保育時間が9：00～17：00の場合）



4. 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度のもとで新設された、多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質の確保された保育を提供し、お子さんの成長を支援するための保育施設です。概ね19人以下の少人数の単位で、0歳から2歳までのお子さんをお預かりします。

<申込方法>

認可保育園と同じ要領でお申込みください。利用申請書に、認可保育園の希望園と併せて希望園名を記入してください。区で認可保育園と同様に審査をし、対象者を事業者を紹介します。

事業者と面接・健康診断のうえ、利用契約をしていただきます。

<保育料（給食費含む）>

認可保育園と同じです。ただし、延長保育料は各施設により異なります。

地域型保育事業には、以下の種類があります。

《小規模保育所》

小規模保育所には、職員の資格基準や保育室の面積基準等の違いにより、次の3つの種類があります。

類 型	A型	B型	C型	認可保育園（参考）
職員数	認可保育園の配置基準 +1名		0～2歳児 3（子供）：1（保育者）	0歳児 3（子供）：1（保育者） 1・2歳児 6（子供）：1（保育者）
職員資格	保育士	5割以上 が保育士	家庭的保育者（注）	保育士
保育室の面積 （1人当たり）	0・1歳児 3.3㎡以上 2歳児 1.98㎡以上		0～2歳児 3.3㎡以上	0・1歳児 3.3㎡以上 2歳児 1.98㎡以上

《事業所内保育所》

従業員のために事業所内に設けられる保育所ですが、利用定員の一定の枠内で、地域の子どもが利用できます。

類 型	保育所型（定員20人以上）	小規模型（定員19人以下）
職員数	認可保育園と同様	認可保育園の配置基準+1名
職員資格	保育士	小規模保育所B型と同様
保育室の面積 （1人当たり）	認可保育園と同様	小規模保育所A型・B型と同様

《家庭的保育事業》

保育を行なう者（家庭的保育者）の自宅、その他の場所において、家庭的な雰囲気のもとで保育を行ないます。

職員数	0～2歳児 3（子供）：1（保育者） 家庭的保育補助者を置く場合5：2
職員資格	家庭的保育者（注） （+家庭的保育補助者）
保育室の面積 （1人当たり）	0～2歳児 3.3㎡以上

（注）研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

今後、区内の保育施設で地域型保育事業に移行する施設については、区のホームページ等でお知らせします。

5. 申込から入園までの流れ

入園申込・保育の必要性の認定申請（4月入園：10/23～12/22 途中入園：前月10日頃）

台東区役所児童保育課（区役所6階8番窓口）で受付をします。
郵送、FAXによる受付は行なっておりません。

調査

提出された書類を確認し、不明な点については電話等で調査を行ないます。
なお必要に応じて、職員がご自宅や職場等に訪問し、保育が必要な事情等をお聞きすることがありますので、ご協力ください。
※申込内容（「勤務等に関する証明書」等）に虚偽があった場合には利用調整の対象となりません。

保育の必要性の認定

申請書に基づき、保育の必要性の認定を行ないます。
保育園の利用調整に先立って、保護者に認定証を交付します。
※認定を受けても、施設への入園については希望者多数のため入園できない場合があります。あらかじめご了承ください。

利用調整（4月入園：1月中旬～2月中旬 途中入園：前月15日頃）

入園希望者が各施設の定員を超える場合には、利用調整を行ないます。利用調整は「台東区保育所入所基準」を基に、保育の必要な事情やご家庭の状況などを総合的に判断し、保育の必要性の高い人から順に、入園内定者を決定します（先着順や抽選ではありません）。

利用調整結果通知（内定）

（4月入園：2月中旬 途中入園：前月15日頃）
調整の結果、施設への入所が内定した方には、内定の報告と、面接、健康診断の日程を電話で連絡いたします。なお、4月の入園内定者には「利用調整結果通知書」に、面接と健康診断の日程を同封してお送りします。

内定されなかった場合

調整の結果、入園できなかった方には、「利用調整結果通知書（不可）」をお送りします。

申込は、受付日から1年間有効です。1年以内に内定が出ず、継続して入園を希望する場合は、再申請が必要です。

面接・健康診断

内定した保育園等で面接・健康診断を行ないます。
なお、面接・健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断された時は、入園できない場合があります。

面接時、申請時と勤務の状況等が変更になって必要な保育時間の認定を変更する必要がある場合は、認定の変更申請書を提出していただきます。※勤務証明書等の提出もお願いします。

次ページへ！

入園（4月入園：4月1日 途中入園：当月1日）

入園後、お子さんの集団生活への適応等を目的として慣らし保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。

保育の必要性の確認

入園後においても、必要に応じて保護者の保育の必要な状況について確認します。※1
必要な書類は内定後に個別にご案内します。

※1

就労先が見つからない場合や、入園月に職場復帰していない場合等、保育の必要な状況に該当しない場合は退園となります。

6. 入園の申込について

それぞれのケースに応じて、申込方法をご確認ください。

台東区民の方が区内の認可保育園等を希望する場合

台東区役所児童保育課（区役所6階⑧番窓口）で受付します。

申込時の必要書類等はP. 17「入園申込時の必要書類等」を参考にしてください。

台東区民の方が区外の認可保育園等を希望する場合

台東区役所児童保育課（区役所6階⑧番窓口）で受付後、希望の保育園のある自治体へ区が協議書を送付いたします。

自治体によって必要な書類やその書式、締切日が異なります。各自治体にご確認の上、**各自治体の締切日の1週間前までに**、台東区役所児童保育課の窓口で申込してください。

なお、各自治体により利用条件が異なるため、利用できない場合があります。

区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合

台東区内の認可保育園等を希望される場合は、住所地の自治体からの協議が必要となります。

協議書は区民締切の1日前(前開庁日)までに台東区に必着となりますので、住所地の保育園入園窓口で早めに手続きしてください。

なお、区外の方が台東区の保育園に入園するには、下記のいずれかに該当していることが条件となります。

- ◎ 保護者（父または母のいずれか）が台東区に勤務していること。
（「勤務等に関する証明書」で確認ができることが条件となります。なお、就労内定及び育児休業中は対象外となります。）
利用調整は、**台東区民の方を優先**します。
- ◎ 台東区に入園希望月の前月末までに転入予定であること（不動産賃貸、売買契約書の写し等、転入予定であることが確認できるものが必要となります。）
入園審査は、台東区民の方と同等に利用調整します。

その他申込時の必要書類等はP. 17「入園申込時の必要書類等」を参考にしてください。
提出書類は台東区の書式のものをご用意ください。

※転入予定で、入園の前月までに転入がなかった場合は、入園が内定していても内定取消しになります。

7. 4月入園の出生前申込について

台東区では、4月入園からの保育園での預かりは、平成30年2月3日までに生まれたお子さんであれば可能です（保育実施年齢が適する園に限ります）。12月の4月入園申請締切日（平成29年12月22日）より後に、出産を予定している方は、出生前に4月入園の申請をし、一次調整の対象となることができます。

《一次調整の対象となる場合》

平成29年12月22日（金）までに「出生前申込」の手続きを行ない、平成30年2月3日（土）までに出産され、同年2月7日（水）までに「出生後の届出」が行なわれている申込児童。

《申請の方法》

（1）【出生前申込】

以下の書類を記入・ご持参のうえ、期限までに台東区役所6階⑧番窓口までお持ちください。郵送での受付は行なっておりません。

申込の受付期間は 平成29年10月23日（月）から平成29年12月22日（金）までです。

（申請に必要な書類）

- ① 子どものための教育・保育給付支給認定申請書
- ② 保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業利用申請書
- ③ 確認票①
- ④ 確認票② ※ごきょうだい等、複数のお子さんの入園申込をする方のみ
- ⑤ 保育の必要性が確認できる書類
（保護者全員分。P. 17「入園申込時の必要書類等」を参照してください。）
- ⑥ 母子健康手帳（生まれる予定のお子さんのもの）
- ⑦ 出生前保育所利用申込に係る同意書

①～⑤は通常の申請と同じ書類です。

※この時点では仮受付の扱いとなります。お子さんが生まれてから、再度以下の書類を期限までに提出していただくことで、受付の完了となります。

（2）【出生後の届出】

出生前申込を済ませ、平成30年2月3日までにお子さんが生まれた方は 平成30年2月7日（水）までに、以下の書類を記入のうえ、台東区役所6階⑧番窓口にて再度申請をしてください。上記日程までに申請が無かった場合は一次調整の対象とはなりません。

- ① 出生前保育所利用申込者用出生後届出書
- ② お子さんの健康状況（出生前申込者用）
- ③ 母子手帳（出生届出済証明欄に記載又は貼付があるもの）

《注意事項》

- 出生前申込をせずに、平成29年12月23日以降に申請された平成30年2月3日までに生まれたお子さんの利用調整は
（平成30年2月7日までの申請）・・・4月入園二次調整の対象となります。
（平成30年2月8日以降の申請）・・・5月入園調整の対象となります。
- 出生前申込を済ませたが、平成30年2月4日以降に生まれた場合は5月以降の入園の対象となります。5月入園をご希望の場合は、平成30年4月10日（火）までに左記①～③の書類を提出してください。

＜こんな場合に手続きしてください＞



《平成29年10月23日（月）～平成29年12月22日（金）》の期間内に【出生前申込】手続きをする。



平成30年2月3日までに生まれた場合

4月入園一次調整の対象となる。
平成30年2月7日(水)までに【出生後の届出】をする。



平成30年2月4日以降に生まれた場合

5月入園の対象となる。
平成30年4月10日（火）までに【出生後の届出】をする。

8. 転園の申込について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業の転園の申込は、新規入園の申込と同様に行ないます。必要書類や締切日は新規入園の申込方法を参考にしてください。

注意事項

- ◎ 申込時に育児休業中の方については、転園月までに職場復帰している必要があります。
- ◎ 申込時に就労内定中の方については、転園月までに就労を開始している必要があります。
- ◎ 転園申込の場合、**転園が内定すると、それまで在籍していた認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業は退園することになります。**
内定を辞退しても元の園に戻ることは出来ませんので、ご注意ください。
- ◎ 転園申込後に、転園の希望がなくなった場合には、速やかに申込を取り下げてください。
(申込期間中は選考の対象となり、空きが出た場合等に内定が出る場合があります)

9. 入園申込受付の窓口予約について

4月入園申込受付期間中、窓口は大変混雑します。
申込受付の窓口でお待たせしないよう、下記の期間、ご予約を承ります。

窓口予約期間：平成29年11月7日(火)～11月30日(木)

予約可能時間：午前の部 9時から12時まで、午後の部 13時から17時まで

※ 午前の部・午後の部ともに30分刻み、1世帯30分間までのご予約になります。

ご了承ください。

※ 入園申込の方のみの予約といたします。ご相談等の予約はご遠慮いただきますよう、ご協力お願いいたします。

《予約受付開始》平成29年10月26日(木) 8時30分から

《予約方法》台東区役所児童保育課まで電話または窓口にてご予約ください。

TEL 03-5246-1234

◎ご予約当日は、申込書類を全てご記入の上で、お越しください。



10. 入園申込時の必要書類等

入園申込書類は、申請した月から1年間有効です。引き続き入園を希望する場合は再申請が必要です。なお、下記9の書類は、平成29年1月1日において台東区に住民登録がなかった（他の自治体で住民登録していた、または海外に在住していた）方のみ必要となります。

「★」の書類は、区の指定する様式で窓口にて配布しております。

また、台東区ホームページよりダウンロードが可能です。

【 トップページ > 便利情報 > 申請書ダウンロード > 児童保育課 > 保育園入園申込に関する申請書類 】

<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/download/jidohoiku/hoikuen.html>

1. 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（★）
2. 保育所・認定こども園(長時間)・地域型保育事業利用申請書(★)
3. お子さんの健康状況申告書（★）
4. 確認票①（★）
5. 確認票②（★）…ごきょうだい等、複数のお子さんの入園申込をする方のみ
6. 母子健康手帳の原本（区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合は、出生時・成長の過程・予防接種のページの写し）
7. 保育の必要性が確認できる書類（保護者全員分。下記参照。）
8. その他、状況に応じて必要な書類（下記参照。）
9. 平成29年度住民税課税(非課税)証明書等、平成29年度住民税の額がわかる書類
 【 保育料を決定するための書類です。保護者全員分必要になります。内定後の提出でも構いません。 】
 …平成29年1月1日に台東区に住民登録がなかった方のみ
 ※ 平成30年9月以降に入園する場合は、平成30年度の住民税の額がわかる書類が必要になります。

保育の必要性が確認できる書類

保育ができない事情		必要書類
外勤等居宅外で就労している。 自営業、内職で就労している。 上記のような就労が内定している。	⇒	* 勤務等に関する証明書（★）
産後休業中または育児休業中で職場に復帰予定である。	⇒	* 勤務等に関する証明書（★）
保護者が疾病・心身障害等により保育ができない。	⇒	* 保育にあたれない旨の診断書・身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳など
出産を予定している。	⇒	* 出産前後の状況申告書（★） * 出産予定のお子さんの母子健康手帳
保護者が病人、心身障害者(障害児)の介護により保育ができない。	⇒	* 介護状況申告書（★） * 被介護者の診断書・通院や介護の状況がわかる資料
大学、専門学校等に通学している。	⇒	* 在学証明書・学生証・時間割など

その他、状況に応じて必要な書類

状況	必要書類
保護者が外国籍で在留資格が「永住者」以外の方の場合	* 在留カード(写) * 在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類
お子さんを有償で認可外保育施設に預けている場合(一時保育を除く)	* 受託証明書（★）
申込時点または、申込期間中に妊娠が判明している(した)場合	* 出産前後の状況申告書（★）

平成30年度入園申込締切一覧表

入園希望月	締切日	入園希望月	締切日
平成30年4月入園	表紙参照	平成30年10月入園	9月10日(月)
5月入園	4月10日(火)	11月入園	10月10日(水)
6月入園	5月10日(木)	12月入園	11月12日(月)
7月入園	6月11日(月)	平成31年 1月入園	12月10日(月)
8月入園	7月10日(火)	2月入園	12月下旬
9月入園	8月10日(金)	※3月入園はありません。	

11. 入園申込における注意事項

育児休業における注意事項

- ◎ 育児休業で職場に復帰予定の場合、入園した月の末日までに職場に復帰することが条件となります。職場復帰後には「復帰確認書」を職場で記入し、提出していただきます。
- ◎ 「復帰確認書」が提出できない、その月の末日まで復帰できない、または復帰してない、育児休業を取得した勤務先と復帰時の勤務先が違うことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。

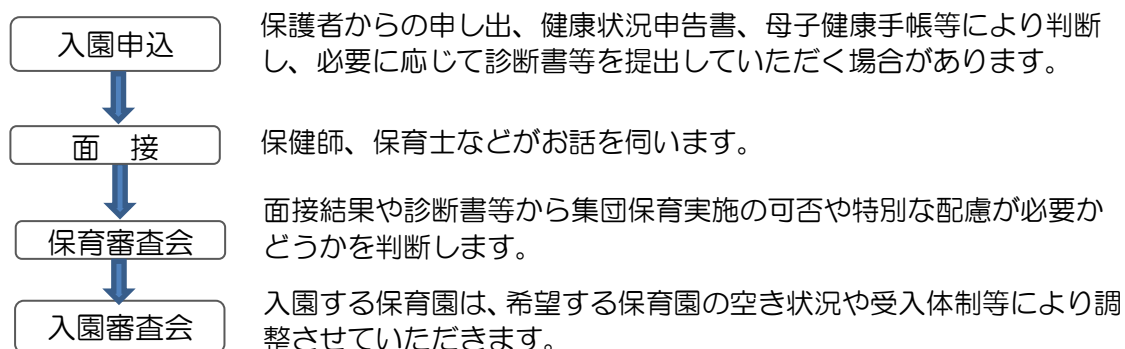
育児休業の期間延長について

育児休業の期間は原則1年間（お子さんの1歳の誕生日の前日まで）ですが、一定の要件を満たした場合、期間を延長できます。お子さんの保育園等（認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業）への入園申込を行なっているが入園できない場合にも延長が可能になりますが、この場合、確認のためにお勤め先等へ、育児休業の切れる月に保育園等に入園できないことを示す「利用調整結果通知書（不可）」の提出が必要です。

そのためには、育児休業の切れる月の入園申込をしないと必要な通知書が発行されません。延長を希望される方は、どの月の通知書が必要かお勤め先等でご確認の上、入園申込が確実にできるよう、申込締切日（P. 17）にご注意ください。

障害がある、もしくは配慮が必要なお子さんの入園申込

心身に障害のあるお子さんや、心身の発達状況から配慮を必要とするお子さんの入園申込は次のような流れとなります。



保育審査会および入園審査会の判定の結果、入園できない場合があります。原則として保育時間は、**午前9時から午後5時までの8時間以内**となります。

その他

- ◎ 内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定を取り消すことがあります。また面接、健康診断を受けられない場合は、内定取り消しとなります。
- ◎ 入園月に一度も園に通園しない（できない）場合は、事実が判明した時点で内定取り消し、または退園となります。
- ◎ 申請後、お子さんにアレルギー等が判明した場合には速やかにご連絡ください。お子さんが健康に集団生活を送れるよう、別途診断書等の提出をお願いすることもあります。

12. 台東区保育所入所基準

選考にあたっては、基本指数及び調整指数をもとに、児童のおかれている状況、家族構成などを考慮し、総合的に判断します。原則として台東区民を優先します。

(1) 基本指数

1 基本指数		保護者の状況 (保育にあたれない理由)		基本指数	
項目	類型	細	目		
1	就労	①居外就労及び自営の中心者	おおむね週5日以上	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16
			おおむね週4日以上	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18
				月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17
				月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16
				月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15
				月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14
		おおむね週3日以上	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15	
			月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14	
			月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	13	
			月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	
		その他の就労	上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	11	
		②自営の協力者	おおむね週5日以上	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19
				月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	18
				月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17
				月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16
月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	15				
おおむね週4日以上	月16日以上、1日8時間以上の就労を常態		17		
	月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態		16		
	月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態		15		
	月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態		14		
	月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態		13		
おおむね週3日以上	月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15			
	月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	14			
	月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13			
	月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12			
	月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	11			
その他の就労	上記に当てはまらない1ヶ月48時間を超える就労及び就労実績3ヵ月未満	10			
内職	内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)	8			
2	出産	出産(出産日から起算して8週間を経過する月の月末まで適用)		8	
3	保護者の疾病、障害	身体障害者	身体障害者手帳1級～4級	20～14	
		知的障害者	愛の手帳1度～2度	20～14	
		入院	2ヶ月を超える長期入院(または2ヶ月間の一時保育利用後) おおむね1ヶ月から2ヶ月までの一時的な入院	20～16 18～14	
		疾病	常時臥床(昼間の大半を病床で過ごしている状態)	20	
			精神性・感染性・一般療養	20～14 14～10	
4	看護介護	病院等付添	病院等付添(週4日以上)	16	
			病院等付添(週4日未満)	14	
		寝たきり高齢者または重度心身障害者等の介護	要介護5～3の高齢者を在宅介護している場合	20～16	
			要介護2～1の高齢者を在宅介護している場合	14～10	
			身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の者を在宅介護している場合 身体障害者手帳3級または愛の手帳3～4度の者を在宅介護している場合	20～16 14～10	
自宅療養者の看護等	上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合	10			
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合		20	
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要勤務内定証明書等提出)	7	
		求職活動	求職活動・または起業準備のため外出を予定	6	
7	就学	就学・技能習得	通学の場合(指数は項目1-①を準用し4減じる。) 在宅の場合(指数は項目1-②を準用し4減じる。)	16～7 15～6	
		特別	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)		

(注1) 基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち点数の高いもの一つを採用します。

(注3) 就労時間には、昼休みの時間を含みます。また、時短勤務等の場合でも所定労働時間で採点します。

(注4) 「自営の中心者」とは、経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。

(注5) 「自営の協力者」とは、上記注4にあてはまらない自営業従事者をいいます。

(注6) 「感染性疾患」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。

(注7) 「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。

(注8) 「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上付添をする場合をいいます。

(注9) 「自宅療養」とは、自宅における軽度病人の看護等をいいます。

(注10) 「就学・技能習得」の技能習得とは、学生として学ぶことで就業に繋がる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。

(注11) 提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。

(2) 調整指数

調整指数は、児童の属する家庭の状況に応じて、保育の必要な状態をさらに明確にするために設けるものであり、保育所入所基準による(1)基本指数に、必要に応じて加算又は減算するものです。

項目	条 件		指 数
1	子どもの保育状況(1〜13のどれかを加算する)	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)以外の施設に委託(週3日昼間4時間以上)	8
2		認可保育園に在園(台東区外)	7
3		認可保育園の一時保育利用(非定型のみ)	6
4		幼稚園に在園	5
5		地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)を利用	5
6		認可保育園に在園(台東区内)	5
7	保 護 者	産休中で同一職場へ復職予定	7
8		育児休業中で同一職場へ復職予定	7
9		保護者が職場で就労中に保育	5
10		保護者が自宅で保育(求職中・就労内定)	3
11	保 護 者 以 外	知人が保育	5
12		祖父母が保育	4
13		祖父母以外の親族が保育	4
14	ひとり親世帯	(1) 離婚届・死亡届等を提出後3ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合	基本指数が20になるまで
		(2) 上記以外のひとり親世帯	5
	ひとり親に準ずる世帯	(3) 離婚調停中で別居(要証明書類提出)	3
15	世帯の状況(該当する項目を加算、減算する)	生活保護を受給している世帯	2
16		児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1~5
17		申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2
18		きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4
19		きょうだい(卒園する児童を除く)が認可保育園に在園している	4
20		保護者と同居している未就学児が3人以上いる(多子世帯)	2
21		保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1
22		きょうだい2人以上の同時申請	1
23		地域型保育事業、東上野乳児保育園、康保会乳児保育所を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合(4月入園のみ適用する。)	5
24		初めての入所希望月から6ヶ月以上待機している(転園申請は除く)	2
25		生計中心者が失業(3カ月以内)したことにより、就労の必要性が高い	2
26		祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある(不存在含む)	1
27		就労できない在留資格(家族滞在等)で資格外活動許可書の提出のない場合(ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く。)	-2
28	保育所保育料を滞納している世帯	-15	
29	保育所、または認定こども園の内定を断った場合	-5	

調整指数は重複できます(1~13はどれかひとつ。18と19は重複しません)。

(注1) 項目1については有償で月極め契約をし、保護者が就労等により保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件となります。

(注2) 項目1のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが、条件となります。

(注3) 項目1については就労していることが条件となります。

(注4) 項目8の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくものをいいます。

(注5) 項目14(1)については、14(2)と比較し高い方で加点します。

(注6) 項目15~17、25については、入園審査月の状態で判断します。

(注7) 項目15と16については重複できません。高い方で加点します。

(注8) 項目18については、きょうだいの在園する園以外を同時に申請した場合は、他の園の入園審査時は加算されません。

(注9) 項目22については、入園の意思のないきょうだいの申請は加算できません。

(注10) 項目29は、辞退した入園月から起算して6ヶ月間適用します。例)4月入園辞退…10月入園まで-5点

(3) 指数同一の場合の優先項目

利用調整においては選考指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

きょうだい在同一の保育園に在園している
生活保護受給世帯等生活が困窮していることが明らかな世帯
保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
ひとり親世帯
地域型保育事業、東上野乳児保育園、康保会乳児保育所の卒園児
保護者どちらかが単身赴任（住居別）
多胎児
きょうだいの数
待機期間
同一年度内の入所内定で内定辞退をしていない
単園希望ではない
祖父母の状況
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている

たとえば・・・

父母共にフルタイム勤務、現在母が育児休業中、1人目のお子さん、
祖父母は両方とも遠方の場合

基本指数 父 20点
母 20点

調整指数 育児休業中 7点
祖父母が遠方 1点

合

計

48点



13. 延長保育について

園の定めた標準保育時間又は短時間保育時間内で、お迎えが間に合わない方や登園時間が合わない方を対象に「延長保育」を実施しています。

ご利用の場合、基本保育料に加えて延長保育料がかかります。

延長保育の実施状況、標準保育時間・短時間保育時間についてはP. 4～7「認可保育園・こども園等 一覧」をご覧ください。

公立保育園（東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園を除く。）

1. 延長保育利用までの流れ

- (1) 保育園に事前に相談
- (2) 必要書類（下記参照）を保育園に提出
- (3) 保育園から区役所に申請書類の送付
- (4) 区役所での審査
- (5) 「延長保育承諾書」の発行
- (6) 延長保育の利用開始

2. 利用可能年齢

生後6ヶ月以上、就学前までのお子さん

3. 申請期間

1ヶ月単位で申請できます。利用開始希望月の前月末までに申請してください。

承諾期間は半年ごとに設定しており、前期（4～9月分）、後期（10～3月分）どちらも申請は可能です。ただし、前期、後期にまたがって利用する場合はそれぞれ申請が必要です。

4. 必要書類

「延長保育申請書」【区の指定する様式で保育園にあります。】

- ・ 正規の始業終業時間の関係で利用する場合：「勤務等に関する証明書」
(提出済みで、変更がない場合は不要)
- ・ 残業のため利用する場合：「勤務等に関する証明書」＋「直近3ヵ月分の超過勤務の実績」
(提出済みで、変更がない場合は不要) (タイムカード、出勤簿の写し等)

※超過勤務の実績が会社から発行されない場合は保育園にご相談ください。

5. 延長保育料

- ◎ 標準時間認定・短時間認定、あるいは就労パターンにより延長保育料の計算方法が変わってきます。
- ◎ 月末に基本保育料と合わせて請求させていただきます。
- ◎ 承諾期間内は、利用の有無に関わらず延長保育料がかかります。
- ◎ 延長保育を辞退する場合は、前月末までに辞退届を保育園にご提出ください。

6. その他

延長保育には利用枠があります。

各園の状況によりご利用できない場合もありますので、ご了承ください。

私立保育（こども）園・地域型保育事業 （および東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園）

延長保育の申込、延長保育料の徴収は各園で行ないます。

利用を希望する場合は、各園にお問合せください。

なお、延長保育を実施していない園もありますので、ご注意ください。

14. 保育料について

(1) 保育料の決定

- ◎ 保育料は、児童のクラス年齢と、それぞれのご家庭の保護者の区民税所得割額等（税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額）により決定します。平成30年4月分～8月分は平成29年度の税額で算出し、平成30年9月分以降は平成30年度の税額で再計算します。
- ◎ 認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業ともに保育料は同額です。ただし、はぐはぐキッズこども園東上野・忍岡こども園・地域型保育事業の場合は各園に保育料をお支払いください。
- ◎ 東上野野児保育園・ことぶきこども園・たいとうこども園・私立保育（こども）園・地域型保育事業の延長保育料については、各園で設定し、徴収します。
- ◎ 月の1日現在、認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に在園している場合には、**月の途中で退園しても1ヵ月分の保育料がかかります（日割り計算は行いません。）。**また、延長保育料についても同様の扱いとなります。

(2) 保育料の支払方法

- ◎ 保育料の支払期限は毎月月末です（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日です。）。
- ◎ 台東区では、口座振替によるお支払いをお願いしております。
- ◎ 口座振替の手続き完了前などは、「納付書」でのお支払いとなります。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
- ◎ 保育料は必ず期限までにお支払いください。保育料を滞納した場合には、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行なうことがあります。

口座振替の手続きについて

- (1) 利用調整結果通知と一緒に送付する「口座振替依頼書」にご記入・押印の上、お取引先の金融機関に直接提出してください。「保護者控」は口座振替が開始されるまで大切に保管してください。
- (2) 金融機関から区に書類が送付されます（3枚つづりのうち2枚目が区役所控えとなっております。区役所控えも金融機関から返却された場合には、お手数ですが保育相談係までご提出ください。）。
- (3) 区で手続き完了後、「振替開始のお知らせ」をお送りします。通知が届いた月から口座振替が開始されます。
 - ◎ 金融機関等で手続きをされても、振替が開始にならない場合は、お早めにご連絡ください。
 - ◎ 口座の登録は児童ごとに必要となります。きょうだいで同じ口座をご利用の場合でも、必ず手続きをお願いいたします。
 - ◎ 残高不足等で保育料が引き落としできなかった場合には「保育料口座振替の不能のお知らせ」と併せて「納付書」をお送りします。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
 - ◎ 転園や退園などで以前に保育料の口座登録のあったお子さんについては、今後もその口座で振替をいたします。口座の変更などを希望する場合にはご連絡ください。

(3) 保育料の減額

次のようなやむを得ない事情がある場合には、保育料を減額することができます。該当すると思われる方は、ご相談ください。

- ◎ その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失を生じたとき（※1）。
- ◎ その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費を支出したとき（※2）。
- ◎ その年に主たる稼働者が失業したとき。稼働能力のない世帯員が増えたとき。
- ◎ その世帯の前3箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入額（賞与を除く。）より10分の1以上低額と認められるとき。
- ◎ 婚姻歴の無いひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している場合、寡婦（夫）控除をみなし適用します。

※1 損害保険等受領額を控除します。損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例によります。

※2 保険金等で補てんされる金額を控除します。医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例によります。

(4) 保育料負担額(月額)

その世帯で認可保育園・こども園・地域型保育事業・幼稚園等に2人以上在園する場合の年齢の低い方について、第2子は半額となり、第3子以降は無料となります(延長保育料は対象外です)。

《平成28年度以降 認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業 保育標準時間保育料表》

世帯の階層区分		3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,900	600	1,300	600	1,300	600
D 1	9,500 円未満	2,400	600	2,000	600	2,000	600
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満	3,200	600	2,800	600	2,700	600
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満	7,100	900	5,900	900	5,900	900
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満	8,800	900	7,800	900	7,700	900
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満	10,100	900	10,000	900	9,900	900
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満	16,700	1,600	11,800	1,400	11,700	1,400
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満	21,000	2,000	13,900	1,400	13,800	1,400
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満	23,800	2,300	15,800	1,400	15,700	1,400
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満	26,400	2,500	17,600	1,600	17,500	1,600
D10	125,800 円以上 148,700 円未満	28,800	2,800	19,200	1,900	19,000	1,800
D11	148,700 円以上 188,800 円未満	31,300	3,000	20,700	2,000	20,500	2,000
D12	188,800 円以上 216,200 円未満	33,500	3,300	22,400	2,100	20,700	2,000
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	35,900	3,500	24,000	2,300	20,800	2,000
D14	242,100 円以上 268,200 円未満	38,000	3,700	25,200	2,400	21,000	2,100
D15	268,200 円以上 294,200 円未満	40,300	4,000	26,600	2,500	21,200	2,100
D16	294,200 円以上 320,100 円未満	42,400	4,100	26,800	2,600	21,400	2,100
D17	320,100 円以上 343,500 円未満	44,600	4,400	27,100	2,600	21,600	2,100
D18	343,500 円以上 356,500 円未満	46,500	4,500	27,300	2,600	21,700	2,100
D19	356,500 円以上 369,400 円未満	48,800	4,800	27,500	2,600	21,900	2,100
D20	369,400 円以上 434,500 円未満	53,300	5,200	27,700	2,700	22,100	2,200
D21	434,500 円以上 499,500 円未満	60,600	5,900	28,000	2,700	22,300	2,200
D22	499,500 円以上 552,900 円未満	67,100	6,600	28,200	2,700	22,500	2,200
D23	552,900 円以上 606,300 円未満	72,400	7,100	28,400	2,700	22,600	2,200
D24	606,300 円以上 659,700 円未満	73,000	7,200	28,700	2,700	22,800	2,200
D25	659,700 円以上 713,100 円未満	73,600	7,200	28,900	2,800	23,000	2,300
D26	713,100 円以上 766,500 円未満	74,100	7,300	29,100	2,800	23,200	2,300
D27	766,500 円以上	74,700	7,400	29,300	2,800	23,400	2,300

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 延長保育を利用している方は、基本保育料のほかに延長保育料がかかります。東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園、区内私立保育(こども)園、区内地域型保育事業、区外の保育園については、それぞれの園または自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額とは、税額控除(調整控除を除く)前の金額となります。

☆負担軽減について

- ・C～D6階層に該当する世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目の子は半額、3番目以降の子は無料となります。
- ・C～D7階層に該当するひとり親世帯等で生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子は半額、2番目以降の子は無料となります。
- ・D7階層に該当するひとり親世帯等の、年齢の高い順に数えて1番目の子の保育料は、3歳未満が9,000円、3歳・4歳以上が6,000円となります。

※住民票等により、世帯の状況が確認できる場合については、軽減を適用し算出されますので手続きは不要です。確認できない場合は、申請が必要となりますので、お問合せください。

☆保育短時間保育料について

保育短時間の認定を受けた世帯は、「保育短時間保育料」の適用となります。

(標準時間保育料との違い)

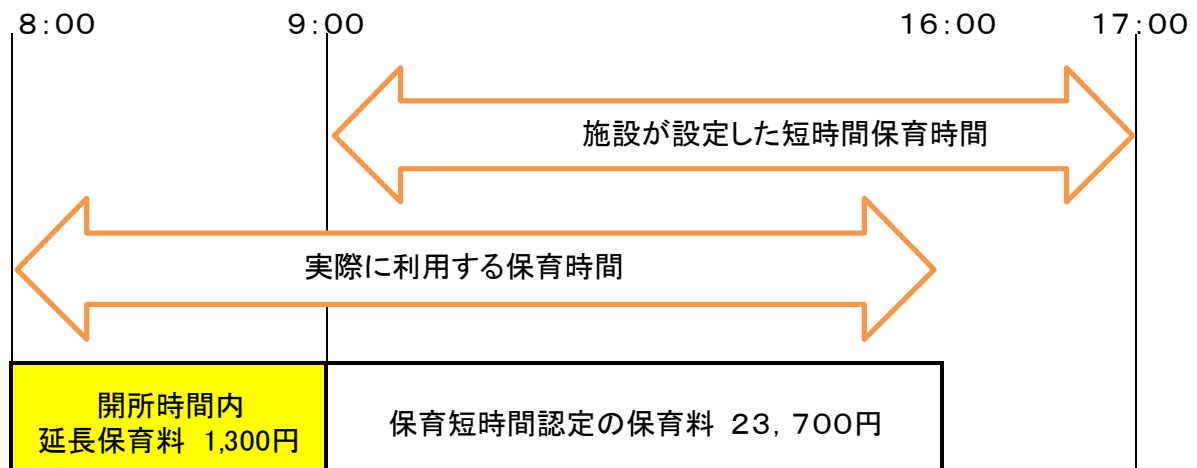
- ① 保育標準時間の保育料の90%の保育料となります。
- ② 開所時間内で延長保育料がかかることがあります。
(各施設が設定した短時間保育時間の時間帯以外の利用をされた場合に開所時間内延長保育料がかかります。)

<具体的な例について> 平成30年度の場合

D9階層の2歳児の保育料(月額)

- ・標準時間認定の場合・・・26,400円
- ・短時間認定の場合・・・23,700円

**短時間認定 利用希望時間 8時から16時まで
入園した保育園の保育短時間の設定が9時から17時のとき**



この場合、具体的には、
 短時間保育保育料 23,700円
 開所時間内延長保育料 1,300円

合計で月額保育料は 25,000円となります。

《平成28年度以降 認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業 保育短時間保育料表》

世帯の階層区分		3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,700	100	1,100	100	1,100	100
D 1	9,500 円未満	2,100	100	1,800	100	1,800	100
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満	2,800	200	2,500	100	2,400	100
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満	6,300	400	5,300	300	5,300	300
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満	7,900	400	7,000	400	6,900	400
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満	9,000	500	9,000	500	8,900	500
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満	15,000	800	10,600	600	10,500	600
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満	18,900	1,000	12,500	700	12,400	700
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満	21,400	1,200	14,200	800	14,100	800
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満	23,700	1,300	15,800	900	15,700	900
D10	125,800 円以上 148,700 円未満	25,900	1,400	17,200	1,000	17,100	900
D11	148,700 円以上 188,800 円未満	28,100	1,600	18,600	1,000	18,400	1,000
D12	188,800 円以上 216,200 円未満	30,100	1,700	20,100	1,100	18,600	1,000
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	32,300	1,800	21,600	1,200	18,700	1,000
D14	242,100 円以上 268,200 円未満	34,200	1,900	22,600	1,300	18,900	1,000
D15	268,200 円以上 294,200 円未満	36,200	2,000	23,900	1,300	19,000	1,100
D16	294,200 円以上 320,100 円未満	38,100	2,100	24,100	1,300	19,200	1,100
D17	320,100 円以上 343,500 円未満	40,100	2,200	24,300	1,400	19,400	1,100
D18	343,500 円以上 356,500 円未満	41,800	2,300	24,500	1,400	19,500	1,100
D19	356,500 円以上 369,400 円未満	43,900	2,400	24,700	1,400	19,700	1,100
D20	369,400 円以上 434,500 円未満	47,900	2,700	24,900	1,400	19,800	1,100
D21	434,500 円以上 499,500 円未満	54,500	3,000	25,200	1,400	20,000	1,100
D22	499,500 円以上 552,900 円未満	60,300	3,400	25,300	1,400	20,200	1,100
D23	552,900 円以上 606,300 円未満	65,100	3,600	25,500	1,400	20,300	1,100
D24	606,300 円以上 659,700 円未満	65,700	3,600	25,800	1,400	20,500	1,100
D25	659,700 円以上 713,100 円未満	66,200	3,700	26,000	1,400	20,700	1,100
D26	713,100 円以上 766,500 円未満	66,600	3,700	26,100	1,500	20,800	1,200
D27	766,500 円以上	67,200	3,700	26,300	1,500	21,000	1,200

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 延長保育を利用している方は、基本保育料のほかに延長保育料がかかります。東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園、区内私立保育（こども）園、区内地域型保育事業、区外の保育園については、それぞれの園または自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額とは、税額控除(調整控除を除く)前の金額となります。

☆負担軽減について

- ・C～D6階層に該当する世帯で、保護者と生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて2番目の子は半額、3番目以降の子は無料となります。
- ・C～D7階層に該当するひとり親世帯等で生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子は半額、2番目以降の子は無料となります。
- ・D7階層に該当するひとり親世帯等の、年齢の高い順に数えて1番目の子の保育料は、3歳未満が8,100円、3歳・4歳以上が5,400円となります。

※住民票等により、世帯の状況が確認できる場合については、軽減を適用し算出されますので手続きは不要です。確認できない場合は、申請が必要となりますので、お問合せください。

15. 認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業での生活について

保育園等（認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業）は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育する施設です。保育園等では、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながら、お子さんをお預かりします。

台東区内の保育園等は、各園の保育課程に基づき、お子さんをお預かりし、保育・教育を実施しています。また、小学校との円滑な接続に向け「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」の実践も含め、公立・私立の幼稚園・保育園・こども園・小学校での共通の考えのもと、一貫した保育を実施しています。

なお、私立の保育園と地域型保育事業では、それぞれ特色のある保育を実施しています。園によって内容が異なりますので、詳細は各園に直接お問合せください。

（1）慣らし(慣れ)保育について

保育園等では、お預かりするお子さんの年齢や状況に合わせ、短時間からの慣らし(慣れ)保育をお願いしています。慣らし(慣れ)保育の期間は、おおむね1週間程度です。特に0歳から2歳までのお子さんは環境の変化に敏感ですので、認可保育園等とご相談ください。



（2）健康管理について

お子さんが施設で毎日元気に遊べるのが保護者、各園の願いです。しかし、施設は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。お子さんの体調が悪いとき（発熱、下痢、嘔吐、咳などの症状で総合的に判断します）は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

お子さんが病気になったときの対応を考えておきましょう

お子さんが発熱したり病気になったりしても、保護者がお仕事を休めない場合があるかもしれません。そのための、親戚や友人、近所の人などお子さんを世話してくれる方を探しておきましょう。また、区では病児・病後児保育事業を実施しています。詳しくは、P. 35「病児・病後児保育」をご覧ください。

（3）与薬について

施設では、原則として薬はお預かりできません。内服しているお薬がある場合や医療機関に受診した場合は主治医に保育園等に通っていることを伝えて、お薬の飲み方について相談してください。お薬によっては、一日3回のお薬を2回に変更したり、飲む時間を変えたりすることができる場合もあるようです。

やむを得ないご事情のある場合は園や区役所にご相談ください。

（4）アレルギー食への対応について

施設では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と話し合いながらできる範囲で対応（除去など）いたします。しかし、対応が不可能な場合は、家から代替品をお持ちいただくことになりますので、ご了承願います。

※お子さんの症状により異なりますので、各園へお問合せください。



（5）その他

お迎えにいけないうちのためにP. 40「ファミリー・サポート・センター」等の利用登録もおすすめします。

16. 産休・育休明けの入所予約事業について

台東区では、年度途中で産休・育休から職場復帰を予定されている方を対象に「産休・育休明けの入所予約事業」を実施しております。

(1) 対象

区内在住で、保護者が「労働基準法による産後休暇」や「育児・介護休業法等による育児休業」の対象となった、0歳児クラスのお子さん。

(2) 受入保育園・こども園(長時間)

0歳児保育を実施している認可保育園・こども園(長時間)のうち、一部の園。

(受入保育園・こども園は、P. 4～7「保育園・こども園等一覧」に掲載しています(保育園・こども園名に「★」マークのついた園)。また、園によって対象月齢が異なりますのでご注意ください。)

(3) 受入予定数

各認可保育園・こども園(長時間)とも若干名。

(4) 申込方法

復帰月によって受付期間が異なりますので、下記の「受付期間一覧表」で確認の上、申込期限までに一般入園の手続きに準じて、申込をしてください。

産休・育休明けの入所予約事業 受付期間一覧表

職場復帰月	第1回受付期間	第2回受付期間	第3回受付期間
平成30年 5月	3月2日(金) ～ 4月9日(月)	対象外	対象外
平成30年 6月			
平成30年 7月			
平成30年 8月			
平成30年 9月	対象外	5月2日(水) ～ 6月8日(金)	8月2日(木) ～ 9月7日(金)
平成30年10月			
平成30年11月	対象外	対象外	
平成30年12月			
平成31年 1月			
平成31年 2月			

(5) 必要書類

- ◎ 産休・育休明け入所申込書
- ◎ 一般入園手続きに必要な書類(P. 17「入園申込時の必要書類等」をご覧ください)。
※ 書類は児童保育課窓口にて配布しています。台東区ホームページよりダウンロードも可能です。
【トップページ > 便利情報 > 申請書ダウンロード > 児童保育課 > 保育園入園申込に関する申請書類】
<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/download/jidohoiku/hoikuen.html>

(6) 申込時の注意点

- ◎ 職場復帰月(勤務等に関する証明書(12)に記載された復帰月)の入園申込のみ受け付けます(産休・育休取得中の入園はできません。)
- ◎ 産休復帰での申込の場合には、お子さんが受入可能月齢に達した最初の月(生後56日目の翌月)のみ申込が可能です。
- ◎ 入園した月の間に仕事に復帰していただくことが条件となります。その月の間に復帰できない、または復帰してないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。
- ◎ 3月入園はありません。3月に復帰予定の方は、別の月に復帰できる場合のみ申込可能です。
- ◎ 入園の内定後、勤務状況の変更や区外転出などで、内定が取り消されることがあります。
- ◎ 入所予約事業についても内定の辞退をした場合は、通常の申込と同様に減点の対象になります。

区立の認可外保育施設について

御徒町保育室

保育所入所待機児童を解消するための緊急対策として、認可保育所を補完するため、台東区が開設し、民間事業者が運営する認可外保育施設です。

認可外保育施設ではありますが、認可保育所と同等の施設基準、職員配置、保育内容で運営されます。

◎所在地 **台東区上野 5-21 TEL(未定)**

◎定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
—	20	20	20	31年度から	32年度から

※平成31年度以降は定員を順次拡大していく予定です。

◎保育日：月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始(12/29～1/3)除く）

◎標準保育時間：7時15分から18時15分まで

◎短時間保育時間：9時から17時まで

◎延長保育時間：18時15分から19時15分まで

※別途延長保育料が必要となります。

◎保育料：認可保育園と同額です。

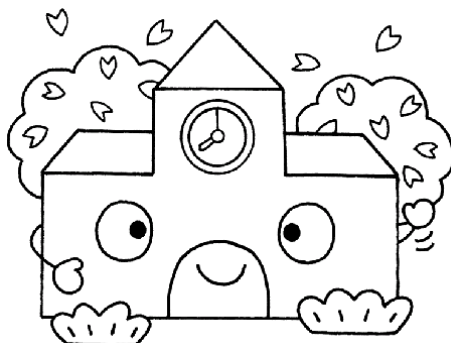
◎開設期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

※開設期間終了後は民間認可保育所を誘致し、平成35年4月開園で在園児を受け入れる予定です。

◎対象者：保育の必要がある台東区民、または入所予定月までに台東区民となる予定の方（「在勤」理由による管外協議は受け付けません）。

◎申込方法：認可保育園と同様に申込手続きを行なって下さい。

御徒町保育室の入所に関するお問合せ ⇒ 児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234



認証保育所について

1. 認証保育所とは

東京都が、待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するために、都独自の基準により、設置された保育所です。民間企業を含む多様な事業者が、サービスを競います。

(1) 認証保育所の特色

- ① 全施設で0歳児保育を実施しています。
- ② 全施設で13時間以上の開所を義務づけています。
- ③ 入所申込は、保護者と認証保育所との間で直接契約をします。
- ④ 保育料は、認証保育所が徴収します。なお保育料の上限がありますが、認証保育所がそれぞれ設定しています。

(2) 認証保育所の利用方法

利用を希望する場合は、利用者と施設（保育所）の直接契約となります。

- ① 利用を希望する認証保育所に直接連絡し、空き状況、保育料等、利用可能かどうか確認します。
- ② 希望する認証保育所で利用が可能な場合は、「重要事項説明書」に基づき、認証保育所の運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準、運営委員会等について、説明を受けます。
- ③ 認証保育所から十分な説明を受け、利用することを決めたら、保育所と利用契約を結びます。

2. 台東区内の認証保育所

平成30年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	開所時間
ゆらりん ^{うえの} 上野保育園	入谷2-1-8 グレンコート2階	5603-1488	57日～2歳児	25	7:30～22:00
ソラスト ^{あさくさ} 浅草	花川戸1-15-9 パークサイド花川戸2階	5246-6455	57日～3歳児	34	7:30～20:30
ポピンズナーサリースクール ^{こまがた} 駒形	駒形1-4-7 バンダイアネックスビル2階	5830-2115	57日～5歳児	36	7:30～20:30
アスク ^{あさくさ} 浅草橋保育園	浅草橋3-19-2 富士ビル2階	5833-4835	45日～5歳児	35	7:30～22:00
ぼけっとランド ^{かみなりもん} 雷門	雷門2-15-4 雷門ハイツ2階	3841-8305	57日～2歳児	30	7:30～20:30
ぼけっとランド ^{いりや} 入谷	北上野2-29-6 パルナシウス北上野1・2階	3844-0126	57日～2歳児	30	7:30～20:30
スターキッズ ^{やなか} 谷中保育園	谷中1-2-12 メゾンティーナ根津1階	3827-5200	57日～2歳児	26	7:30～20:30
ぼけっとランド ^{あさくさ} 浅草タワー	西浅草3-22-3	5827-3431	57日～2歳児	30	7:30～20:30
スターキッズ ^{うえのさくらぎ} 上野桜木保育園	上野桜木1-4-6 エアーアベニュー上野桜木1階	5834-2720	57日～2歳児	22	7:30～20:30

認証保育所の入所・空き状況に関するお問合せ ⇒ 各施設に直接ご連絡ください。

認証保育所に関する詳しい情報は、東京都福祉保健局のホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

3. 台東区認証保育所保育料助成制度

台東区では、認証保育所に通われている保育の必要があるお子さんがいる場合に、認可保育園を利用している方の保育料との負担の均衡を図るため、保育料を負担されている保護者の方に助成を行なっています。

(1) 助成対象者

次の全ての条件に該当する方

- ① 児童及び保護者が台東区民であること
- ② 児童と保護者が同一世帯であること
- ③ 児童の保護者が認証保育所と、月160時間以上の月極利用契約をしていること

(2) 助成の条件

次の全てに該当する場合

- ① 助成対象期間中、毎月初日に住民登録が台東区にある月について助成します。
- ② 認証保育所に満額の保育料を支払い、かつその納付が確認できた月について助成します。
- ③ 児童が月の初日に在籍し、運営費補助金の対象児童（※）となっている場合に助成します。
※運営費補助金の対象児童とは、下記のA～Cのすべてを満たしている児童の場合を言います。
A：上記の(1)③ B：上記の(2)① C：定員の枠内に在籍している

(3) 助成を行わない場合

次のいずれかに該当する場合

- ① 助成対象者の条件及び助成の条件に該当しない場合。
- ② 認可保育園に入所した場合の保育料の方が高い場合。
- ③ 保育料の差額が5,000円未満の場合。
- ④ 月の途中で入園・退園し、その月の保育料を日割りで支払った場合。
- ⑤ 認証保育所に対して、保育料を支払っていない場合。
- ⑥ 認証保育所に対して、区から運営費補助金が支払われていない児童の場合。
- ⑦ 申請受付期間中に申請手続きを行わない、または申請に必要な書類が整わない場合。

(4) 助成額

対象児童が認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料と、認証保育所と契約した基本時間の保育料（延長保育料、消費税等は除く）を比較し、その差額に応じて下記の金額を助成します。差額全額を助成するわけではありません。なお、認可保育園保育料の算出にあたり、第2子以降に適用される減免等は適用しません。

認証保育所の保育料 - 認可保育園の標準時間の保育料 = 保育料の差額



保育料の差額（月額）	助成金額（月額）
5,000円未満	0円
5,000円以上10,000円未満	5,000円
10,000円以上15,000円未満	10,000円
15,000円以上20,000円未満	15,000円
20,000円以上25,000円未満	20,000円
25,000円以上30,000円未満	25,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
40,000円以上	40,000円

(5) 受付期間と交付時期

助成金は年4回、3ヶ月ごとに交付します。申請内容、助成条件を審査後、決定通知書を送付し、助成金を申請者の銀行口座に振込みます。

平成30年度分

回	対象月	受付期間	交付時期
第1回	4月～6月分	7月3日(火)～7月20日(金)	9月上旬
第2回	7月～9月分	10月2日(火)～10月22日(月)	12月上旬
第3回	10月～12月分	1月7日(月)～1月21日(月)	3月上旬
第4回	1月～3月分	4月2日(火)～4月22日(月)	6月上旬

※必ず受付期間内にご申請ください。

(6) 申請の方法と必要書類

3ヶ月ごとに申請書類の提出が必要となります。上記受付期間内に次の必要書類を揃えて、下記の提出先まで郵送または持参してください。受付期間内必着といたしますので、必ず受付期間内に間に合うように申請してください。

- ① 助成申請書(第1号様式)(★)
- ② 請求書(第4号様式)(★)
- ③ 必要な年度の課税(非課税)証明書の写し(保護者全員分)(※)該当する場合のみ提出
 - (※) 第1回(4～6月分)、第2回(7・8月分)
該当者：平成29年1月1日現在、台東区に住民登録がない保護者
必要書類：平成29年度住民税課税(非課税)証明書の写し
 - (※) 第2回(9月分)、第3回(10～12月分)、第4回(1～3月分)
該当者：平成30年1月1日現在、台東区に住民登録がない保護者
必要書類：平成30年度住民税課税(非課税)証明書の写し

< ★は、区の指定する様式で窓口にて配布、または台東区ホームページよりダウンロードが可能です。 >

【トップページ > 暮らしのガイド > 子育て > 保育・託児 > 認証保育所のご案内 > 認証保育所保育料助成制度】
<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/download/jidohoiku/hoikujosei.html>

※認証保育所在園児には、受付期間の始まる前月下旬(例：第1回であれば、6月下旬)に、申請のご案内を、認証保育所(区内・区外)を経由して配布する予定です。なお、その時点で既に退園している児童について、個別のご案内はしておりませんのでご注意ください。

(7) 申請書類記入にあたっての留意点

- ① 申請者は、実際に認証保育所の保育料を支払っている保護者(契約者)となります。
- ② 振込口座は、申請者と同一名義人の口座になります。ご家族やお子さん名義の口座であっても、申請者と別の名義の口座には振込みできません。
- ③ 振込口座は、一部地方の信用金庫について取り扱っていない場合がありますので、お問合わせください。
- ④ 助成金は、認証保育所に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。したがって、在籍施設から未納の月があると報告を受けた場合には、当該月分を除外した額を交付します。なお、助成金の交付決定後に在籍施設に未納分を支払っても、助成金の追加交付を行なうことはありません。
- ⑤ 偽りその他の事情により過払いとなった助成金は、判明次第返還していただきます。
- ⑥ 助成金の振込口座や振込額等に関する問合せは、個人情報 の適切な取扱いを確保するため、原則として申請者以外の方にはお答えできませんのでご了承ください。
- ⑦ その他、申請に関する問合せは、下記提出先までお願いします。

(8) 提出先・問合せ

台東区教育委員会 児童保育課保育相談係(6階⑧番窓口)
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
TEL 03-5246-1234

その他の保育サービス等について

1. 家庭福祉員（保育ママ）

一定の要件を満たした方を区が家庭福祉員として認定し、保育を必要とするお子さんを家庭福祉員の自宅でお預かりします。家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行ないます。

対 象：区内在住の生後6週間となる日の翌月の1日から2歳児クラスまでのお子さん。

保育日：月曜日から土曜日（※1）

保育時間：8時から18時までの間の、8時間（※2）

費 用（月額）：保育料20,000円＋雑費600円（※3）

※1 祝日、年末年始(12/29～1/3)、家庭福祉員の休暇を除く。ただし、現在認定している家庭福祉員は、土曜日の保育は行ないません。

※2 家庭福祉員との相談により、上記の時間内であれば、最大10時間までの延長が可能です。

※3 8時間以上の延長をした場合には、延長1時間あたり400円の追加料金がかかります。

申込方法：家庭福祉員児童委託申込書に必要書類（母子健康手帳、保護者全員分の「勤務等に関する証明書」等の保育の必要性が確認できる書類）を添えて児童保育課へ申込をしてください。区で認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業と同様に審査を行ない、対象者を家庭福祉員に紹介します。家庭福祉員と面接・健康診断のうえ、利用契約をしていただきます。

◎昼食、おやつは、お弁当またはミルクを保護者にご用意していただきます。

◎おむつは、保護者にご用意していただきます。

◎契約前の健康診断、予防接種は、保護者が受けさせていただきます。

◎利用当初は、お子さんが慣れるまでの間、慣らし（慣れ）保育のために保育時間が短縮されることがあります。

◎平成30年4月1日予定の家庭福祉員（保育ママ）の人数は、次のとおりです。

場所	池之端 4丁目	上野 1丁目	計
人数	1名	1名	2名

2. 共同型家庭的保育事業

共同型家庭的保育事業は、一つの施設で3名程度の家庭的保育者がそれぞれ3名まで（合計9名）の乳幼児を保育する小規模の家庭的な保育園です。※家庭的保育者は保育士、看護師、教員等の有資格者、一定の保育研修修了者等です。

対 象：区内在住の生後56日目の翌月の1日から2歳児クラスまでのお子さん。

保育日：月曜日から土曜日（祝日・年末年始は除く）

保育時間：8時から18時までのうち、8時間を基本とします。

（上記の時間内であれば延長保育も可能です。）

費用（月額）：月額20,600円（保育料＋雑費分）、延長保育料1時間400円

申込方法：共同型家庭的保育事業申込書に必要書類（母子健康手帳、保護者全員分の「勤務等に関する証明書」等の保育の必要性が確認できる書類）を添えて児童保育課へ申込をしてください。区で認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業と同様に審査を行ない、対象者を事業者に紹介します。事業者と面接・健康診断のうえ、利用契約をしていただきます。

◎昼食、おやつは、お弁当またはミルクを保護者にご用意していただきます。

<区内開設事業所>

名 称	シンシア保育園
所在地	東上野5丁目14番7号 アムフラットⅡ 1階
事業者	株式会社 ユニマットマミー&キッズ
電 話	03-5827-3533

3. ^{いちじ}一時保育

保護者が仕事や病気等の理由により、昼間家庭で一時的に児童を保育できない（保育の必要がある）場合に、保護者に代わって保育する制度です。

詳細は台東区のホームページや、区役所にて配布しているチラシ等をご覧ください。

一時保育は下記の認可保育園・一時保育室・こども園（長時間）で実施しています。

保育園・こども園名	住所	電話番号
坂本保育園	下谷 3-11-2	3873-4287
一時保育室あさくさばし	浅草橋 2-15-5	3862-0160
東上野保育園	東上野 2-25-12	3833-9810
ことぶきこども園	寿 1-10-9	3841-4719
たいとうこども園	下谷 3-1-12	3876-3401

対 象：区内在住（※1）で、利用月1日現在、満1歳から就学前まで（※2）。

保育日：月曜日から土曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。）

保育時間：9時から17時まで。

保育料：1日 1,500円。ただし里帰り出産の場合は1日 2,000円。

※1 里帰り出産の場合を除く。

※2 緊急保育の場合は、利用月1日現在、生後8ヶ月から。

一時保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234

4. 休日・年末一時保育

休日や年末に保護者が働いている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育の必要がある）場合に、保護者に代わって保育する制度です。

詳細は台東区のホームページや、区役所にて配布しているチラシ等をご覧ください。

休日・年末一時保育は下記の保育園で実施しています。

保育園名	住所	電話番号
東上野保育園	東上野 2-25-12	3833-9810

対 象：区内在住で、利用年度の4月1日現在、満1歳から就学前まで。

保育日：休日保育 日曜日、国民の祝日（1月1日から1月3日までを除く）

年末保育 12月29日から12月31日まで

保育時間：7時15分から18時15分まで

保育料：休日保育 1日 2,000円 半日 1,000円

年末保育 1日 3,000円 半日 1,500円

休日・年末一時保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234



5. 病児・病後児保育

(1) 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成

お子さんが、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッターなどの派遣による保育サービスを利用された保護者の方に対して、利用料の一部を助成する制度が、平成 28 年度から始まりました。※平成 28 年 4 月以後に利用したサービスが対象となります。

〔対象児童〕台東区に住所を有する生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの児童

〔対象費用〕医療機関への受診（サービスの利用前後 7 日以内）を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料（入会金、年会費等は対象外。ただし、これらに利用料が含まれている場合の利用料相当額は対象）

〔助成金額〕対象サービスの保育利用料の半額。ただし、児童 1 人当たり年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の利用）で 4 万円が上限。勤務先等の福利厚生などにより、保育利用料に対して助成を受けている場合は、その金額を差し引いた金額の半額を助成。

〔対象事業者〕以下のいずれかの事業者

① 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

② 公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

※ この助成事業の対象となるのは、対象事業者との契約によるサービスです。事業者が認定、あっせん等をしたベビーシッター個人との契約は対象外となりますので、ご利用前に契約書等をよくご確認ください。

※ サービスの内容、利用方法などについては、各事業者に直接お問合せください。

利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認し、事業者と契約してください。

※ 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページ（下記 2 次元コード）をご覧ください。

①



②



(2) 施設型病後児保育

病気の回復期に入っているが、保育園での集団保育にまだ不安のある児童を、保護者に代わって保育します。

病後児保育は、下記の施設に区が委託し、実施しています。

施設名	住所	電話番号
ソラスト竜泉保育園 病後児保育室 【30 年 4 月 認証保育所より移行】	竜泉 3-1 3-3 (病後児棟)	5808-2050

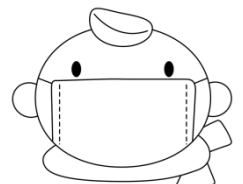
※30 年 3 月まではソラスト三ノ輪病後児保育室（竜泉 3-4 4-3）にて実施。

〔対象児童〕台東区に住所を有する、生後 6 ヶ月から就学前までの児童。

〔保育日〕月曜日～金曜日（祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。)

〔保育時間〕8 時 30 分から 17 時 30 分まで

〔保育料〕1 日 2, 300 円（昼食、おやつ代を含む。)



病児・病後児保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課病児・病後児保育担当 TEL 5246-1309

在園中の手続き等について

1. 長期間お休みする場合（保育停止）

入園しているお子さんが、病気や保護者の里帰り出産などで1ヶ月以上通園できない理由がある場合、事前に申請することによってその月の保育料が免除となります。

（1）申請方法

停止したい月の前月末までに「保育の実施停止申請書」をご提出ください。

（2）停止できる期間

年度内に月単位で2ヶ月が限度です。それ以上長期に休む場合には退園となります。

2. 区外に転出するときは

（1）台東区の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に継続して通う場合

台東区から転出をした月の翌月の1日からは、転出先の住民としての在園となります。台東区民としての「退園届」を提出し、必ず転出先の自治体にて、転入手続きの際に「継続入園の申込」を行なってください。原則その年度内に限り、継続して通園が可能です。

※ 「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続が可能です。年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続の申請が必要となります。

※ 「台東区内在勤者」とは、勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「育児休業中」や「就労内定」の場合は含まれません。

※ 転出先での継続手続きを行なわないと、認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に通えなくなることもあります。

（2）台東区の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に続けて通わない場合

事前に「退園届」を提出してください。

また、転出先の保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に入園を希望する場合は、P. 13「台東区民の方が区外の認可保育園等を希望する場合」に従って手続きをしてください。

3. 退園について

退園する時は、事前に「退園届」を提出してください。

また、入園基準に該当しなくなった場合は、退園していただくことになります。

退園届が提出されない場合、その月以降の保育料も負担していただきます。

なお、保育料は日割りにはなりませんので、ご了承ください。

4. 認定基準の確認について

保育の認定期間が制限されている場合、また保育を必要とする理由が変わった場合などは、その状況を確認するため、「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」と共に書類の提出をお願いします。

（1）求職活動事由で入園、または在園中に求職中となった場合

⇒認定証の有効期間（90日）内に就労を開始することを証明する「勤務等に関する証明書」

その後、就労開始後4ヶ月目に、3ヶ月分の勤務実績を証明する「勤務等に関する証明書」

（2）在園中に勤務先が変更になった場合

⇒就労開始後に、就労開始したことを証明する「勤務等に関する証明書」

その後、就労開始後4ヶ月目に、3ヶ月分の勤務実績を証明する「勤務等に関する証明書」

（3）就労内定で入園した場合

⇒認定証の有効期間（90日）内に就労実績の記入のある「勤務等に関する証明書」

（4）妊娠・出産で入園した場合

⇒基本的には出産後8週間で在園期間は切れず。

（5）育児休業から職場復帰予定で認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業に入園、または在園中に育児休業から復帰する場合

⇒職場復帰後に、職場復帰を証明する「復帰確認書」

(6) 在園中に妊娠した場合

出産予定日がわかったら、「変更届」を保育園に提出してください。

加えて、保護者の就労を事由に入園されている方は、以下の状況に応じて、該当の書類を保育園に提出してください。就労以外の事由により入園されている方は、児童保育課保育相談係までお問合わせください。

(ア) 出産後、産休を取得後、職場復帰する場合

- ・復帰後、「産休・育休復帰確認書」(勤務先にて職場復帰を証明するものです)

(イ) 出産後、育児休業を取得する場合

① 出産された日から 1ヶ月以内に、

- ・お持ちの「子どものための教育・保育給付支給認定証」
 - ・「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」(認定を「育休中・短時間」に変更)
- ※「育児休業」の認定時間は、原則として「短時間」となります。現在「短時間」認定の方でも、認定事由が変更になることから、提出が必要です。
- ※「育児休業」の認定期限は、出産されたお父さんが 1歳になる年の年度末までです。
- ・「勤務等に関する証明書」(勤務先にて「育児休業期間」を必ずご記載ください)

② 育児休業取得後、職場復帰したら

- ・復帰後、「産休・育休復帰確認書」(勤務先にて職場復帰を証明するものです)
 - ・お持ちの「子どものための教育・保育給付支給認定証」
- ※認定は原則、育児休業前の状態に戻ります。元の認定に戻るのには復帰月の1日からです。

＜ 育児休業前の認定を変更したい場合のみ、以下の書類を保育園にご提出ください ＞
(復帰月の前月までに提出願います。)

- ・「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」
- ・「勤務等に関する証明書」

(ウ) 出産後、退職し求職活動する場合

- ・「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」(認定を「求職活動中・短時間」に変更)
- ※「求職活動」の認定時間は「短時間」、認定期間は原則として 90日間になります。
- ※「求職活動」の認定期間終了後も、継続して入園するためには、それまでに就労を開始し、「勤務等に関する証明書」を勤務先にて記入・提出して頂くことが必要です。

※ 書類は各園・台東区児童保育課の窓口にて配布しています。台東区ホームページよりダウンロードも可能です。

【 [トップページ](#) > [便利情報](#) > [申請書ダウンロード](#) > [児童保育課](#) > [保育園入園申込に関する申請書類](#) 】
<http://www.city.taito.lg.jp/index/benri/download/jidohoiku/hoikuen.html>

よくある質問

【1】入園申込全般について

	質問	回答
1	締切はいつですか？	30年4月入園は、12月22日（金）までです。年度途中の申込は、入園希望月の前月の10日です（10日が閉庁日の場合は翌閉庁日）。
2	締切に書類が間に合いそうにありません。	締切までに、必要な書類が不備なく全て揃っていることが申込の条件です。期限までに余裕をもって手続きをしてください。
3	申込は早いほうが有利ですか？また、相談に多く行ったり、嘆願書を出したりしたほうが有利ですか？	申込の時期は利用調整に関係ありません。あくまでも指数の順番で利用調整を行います。相談の回数や、必要書類以外の書類の提出も利用調整には影響しません。
4	子どもが年度途中で誕生日を迎えます。そのときから、入園クラスは変わりますか？	クラス年齢は4月1日時点の年齢で決まり、1年間同じクラスの在籍となります。そのため、年度途中で誕生日を迎えた場合でも、引き続き同じクラスでの登園となります。 例：10月に1歳になっても、3月いっぱいまでは引き続き0歳クラスとなる。
5	入園申込を済ませましたが、就労状況や家庭状況が変わりました。連絡は必要ですか？	父母の状況や家庭状況等に変更があった場合には、必ずご連絡ください。書類の提出が必要な場合があります。 入園（内定）後に変更が判明した場合には、入園（内定）を取り消すことがあります。

【2】勤務等に関する証明書について

	質問	回答
1	勤務実績が3ヵ月に満たないのですが・・・。	その場合には実績未達の扱いとなり、基本指数は11点か10点となります。
2	就労時間が月48時間未満です。	就労による保育園等の入園要件には、月48時間以上の就労が必要となります。そのため、それに満たない場合、指数は「就労内定」を準用します。
3	最近転職しました。そのため、今の仕事だと就労実績が足りません。指数は下がってしまいますか？	就労の指数は3ヵ月の実績に基づいて算出しています。そのため、前職の勤務等に関する証明書も一緒に提出していただければ、そちらと合わせて指数を算出します。現在の職場の書類のみだと実績未達として扱うことになるため、指数が下がってしまいます。
4	就労先が複数あります。	全ての勤務の証明書を提出してください。それらを合わせて指数を算出します。
5	証明日が採用年月日より前の日付です。	その場合には就労内定の扱いとなります。
6	時短勤務ですが、指数は下がりますか？	指数は所定労働時間に基づいて算出していますので、時短であっても指数は下がりにません。 なお、休憩時間も労働時間に含めています。

【3】希望園の選び方について

	質問	回答
1	見学には行ったほうがいいですか？	保育園ごとに慣らし保育の期間や延長保育の実施、保育の特色等に違いがあります。特に私立の園については大きな違いがあるので、必ず見学に行ってください。
2	希望園の変更はどうしたらできますか？	締切に間に合えば電話でも可能です。希望園の数に上限はありません。 なお、希望順位は入園選考に影響しませんので、通いたい順番に希望してください。
3	空きのない保育園も希望することはできますか？	できます。申込の時点で埋まっていますが、利用調整までの間に退園が出て空が生じる可能性はあります。空き状況に関わらず希望園を選んでください。
4	希望園は10園までしか書けませんか？	希望園の数に上限はありません。希望があるのであれば、行きたい保育園は全て希望に書いてください。 選考の仕方は希望している保育園に行けるかどうかの調整なので、多く希望すればするほど入園の可能性が上がることになります。
5	内定が出た後に希望園の変更はできますか？	できません。 内定を辞退すると、利用指数が-5点となります。辞退することのないように希望園を選んでください。
6	2歳児クラスまでの保育園（東上野乳児保育園、康保会乳児保育所、地域型保育事業）に通った場合、卒園後も自動的に別の保育園に通えますか？	自動的に別の園に入園することはできません。3歳児以降も引き続き保育園の入園を希望する方は、再度保育園の入園申込が必要となります。その際には、改めて指数を算出して入園選考を行うこととなります。
7	私立の保育園に通わせたいのですが、保育料は公立よりも私立の保育園のほうが高いのですか？	基本保育料は公立私立ともに同額です。 ただし、私立の園によっては保育料のほかに園服や保護者会費等の実費がかかることがあります。また、延長保育についても、各園で料金等を設定しています。詳しくは各保育園までお問合せください。
8	転園の申込をして内定ももらいましたが、やはり今までの保育園に通いたいです。	転園申込で内定が出た場合、それまで在籍していた園に戻ることはできません。転園の希望が無くなった場合には、速やかに申込を取り下げてください。

【4】出産（予定）について

	質問	回答
1	上の子の入園申込を「就労」事由でしていましたが、下の子を妊娠したため、入園希望月が「産休中」となります。それでも入園できますか？	「就労」事由での申込であれば、入園した月に1日でも就労していることが必須です。それができない場合は、認定を「出産」に変更してください。基本指数は出産事由での点数となります。
2	2歳クラスまでの園を卒園する子どもの申請をしますが、出産を控えています。産休・育休を取得する予定ですが、申込は可能ですか？	産休に入るタイミング等によって注意点ががあります。詳しくは児童保育課保育相談係までお問合せください。
3	子どもがすでに在園していますが、新たに出産の予定があります。産休・育休を取った後に職場復帰する予定ですが、上の子は引き続き保育園に預けられますか？	下の子の育休に入った後でも、上の子は引き続き登園可能です。期間は、下の子が1歳になる年の年度末までです（例：下の子が29年10月生まれなら、31年3月末まで）。 ただし、在園中の認定は「育休」事由となり、原則「保育短時間」となりますので、認定変更の手続きをとっていただくことになります。 それ以降も引き続き登園を希望するのであれば、育休から復帰されるか、認定を育休以外のものに変更する必要があります。

問合せ先一覧

問合せ内容	担当	電話
認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業の入所	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
家庭福祉員（保育ママ）の申込		
共同型家庭的保育事業の申込		
認証保育所の入所	各施設に直接ご相談ください。 (P. 30「認証保育所一覧」をご覧ください。)	-
認証保育所保育料助成	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
認定こども園	教育委員会 学務課こども園担当	03-5246-1414
<small>いちじ</small> 一時保育	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
休日・年末一時保育		
病児・病後児保育	教育委員会 児童保育課 病児・病後児保育担当	03-5246-1309
幼稚園（公立）の入園	教育委員会 学務課学事係	03-5246-1412
幼稚園（私立）の入園	各幼稚園に直接ご相談ください。	-
いっとき保育	ほうらい子育てサポートセンター	03-5824-5624
ショートステイ・トワイライトステイ	日本堤子ども家庭支援センター	03-5824-2535
ファミリー・サポート・センター	台東区社会福祉協議会 台東区ファミリー・サポート・センター	03-5828-7548

台東区教育委員会 児童保育課保育相談係

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所6階⑧番窓口

TEL 03-5246-1234 FAX 03-5246-1289

台東区ホームページ <http://www.city.taito.lg.jp/>
【 トップページ > 暮らしのガイド > 子育て・教育 > 保育・託児 > 保育園 】

この冊子は、台東区ホームページから、ダウンロードができます。